ドリルジャンボ安全使用のお願い

お使いのドリルジャンボは大丈夫ですか？

適正な使用期間	老朽化した機械は危険・故障のリスクが増大
整備・点検	メーカ推奨の定期点検・整備の実施
純正部品	交換部品はメーカ純正部品を使用
不正使用・不正改造禁止	機械の目的外の不正使用や不正改造は厳禁

お使いのドリルジャンボを安全にご使用いただくために…

粗悪な補修部品により整備・修理されたり、老朽化が著しいドリルジャンボが現場で使用されるケースが増えております。お使いのドリルジャンボを安全にご使用いただくために、メーカ指定工場での適切な整備の実施を推奨します。

■老朽化した機械は危険・故障のリスクが増大

長期間ご使用のドリルジャンボは、経年劣化により徐々に機能は低下し、危険と故障のリスクが増大していきます。

※製造物責任法（PL法）では、損害賠償の請求権について、製造業者等が製造物を引き渡した時から、１０年を経過したときは、時効によって消滅します。
※「総合工事業用設備」として使用されるドリルジャンボの法定耐用年数は６年です。

■メーカ推奨の定期点検・整備の実施

危険と故障のリスク低減のため、メーカ発行の整備要領に従って、定期点検・整備をおこなってください。経験豊富なメーカ指定の正規サービス工場での実施を推奨します。

※定期点検・整備はメーカ発行の整備要領に従って、適切に実施してください。

■交換部品はメーカ純正部品を

整備はメーカ整備基準に従って、消耗部品を点検交換してください。交換部品はメーカ純正部品をおすすめします。粗悪な補修部品を使用した場合、性能が低下するだけではなく、安全性が著しく損なわれる場合があります。

メーカ純正部品

●不正使用、不正改造の禁止

メーカ発行の取扱説明書に従って、正しくお使いください。
目的外の不正使用や不正改造は厳禁です。

不正使用の例

●ブーム等を使用して重量物を吊り上げる

●バスケットへの過積載

補修用部品の供給年限ガイドライン
製造終了後10年
http://www.cema.or.jp/general/manual/pdf/guide.pdf

一般社団法人 日本建設機械工業会
〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館2階
TEL (03)5405-2288 FAX (03)5405-2280
URL http://www.cema.or.jp

お問い合わせ先
FRD FURUKAWA 古河ロックドリル株式会社
〒103-0027 東京都中央区日本橋１丁目５番３号
特機部 TEL (03) 3231-6966 FAX (03) 3231-6993
URL http://www.furukawarockdrill.co.jp

2014.10HL